

# 地域担当制とまちづくり会議

## ○地 域 担 当 制

### **背景・目的**（実施に至る経緯）

昭和40年代、高度成長期に入り、地理的要因による人口の急増及び、社会・政治・経済等の変動にともない、市民の市政に対する需要が多種多様化してきたのを受け、職員の姿勢・発想を住民本位の行政にしていこうとする基本的転換を図り、自治体に内在している「官僚主義」的体制を排除し、市民の市政に対する意向・要望等を的確に受けとめ、施策に反映させるための組織機構を構築するため、昭和43年8月1日『地域担当制』を発足しました。

『地域担当制』は、地域の実態と住民の実態を把握し、行政へ反映させることを任務とし、「日常生活における地域民主主義の実現」「市民的政治感覚の育成」を目的としています。

### **制度の概要**

地域の方々が、自らの地域をどうすべきか真剣に討議するとき、市はタテ割行政(業務分担制度)では十分に市民の意見要望に対応することができません。

そこで、より市民の意向を行政に反映するため、市職員一人ひとりが各地域の担当職員となり、担当地域の問題解決にはどうしたらよいかを市民とともに考えていこうとする習志野市のユニークな機構です。

地域担当職員は、①「広報・広聴活動の担い手」、②地域における「まちづくりの担い手」として位置付けられ、まちづくり会議やまちづくり予算会議に出席し、市の施策や計画等の情報をお知らせし、地域からの市に対する意見・要望を受けとめ、市政に反映させるとともに、地域のお祭り等、地域の活動に直接参加し、地域の方々と直に接しながら、地域に根づいた発展の方向を模索し、行政の実効性を高めています。

主な活動内容は、次のとおりです。

- ①まちづくり会議・まちづくり予算会議への出席
- ②地域のお祭り等への協力
- ③各地域の活動に対する協力・支援や地域清掃等

**組織運営・編成**

地域担当職員は、現業職員及び出先機関等の職員を除く者を対象に下図のような組織で編成されています。

また、地域担当制の職務の執行に際しての指揮監督権は、通常の行政組織規則の規定にかかわらず、各地域の地区長に委ねられています。

役 職	補 職	配 置 人 員	備 考
地 区 長	次長職	16名	
副 地 区 長	次長職または課長職	17名	
事 務 局 長	課長職	17名	
班 長	課長職	41名	
事 務 局 付	係長職	39名	
班 員	係長職以下	413名	1班10人編成
保 健 師		17名	1地区1人配置
配 置 総 数		560名	

平成31年4月15日現在

**地域担当制のあゆみ**

- 昭和42年 8月 1日 地域担当制試行。(5地区、25班95名)
- 昭和43年 8月 1日 習志野市地域担当制実施規則制定。
- 昭和44年10月 地域担当制地区割を8地区、31班180名に編成替え。
- 昭和45年 4月 1日 習志野市文教住宅都市憲章公布。
- 昭和45年10月20日 文教住宅都市憲章推進の会誕生。推進の会による地域会議が開催される。
- 昭和46年 1月 原則として小学校を中心とするコミュニティを基盤に、全市を9地区、32班256名に編成替え。
- 昭和49年 地域予算会議が定着する。
- 昭和50年4月 小学校区を1単位とし、市内を12コミュニティに区割りしたのにもない、「1小学校区1コミュニティ」を編成の基礎とする。
- 昭和54年4月 京葉港第2次埋立地の秋津・茜浜、香澄・芝園地区を新たに加え、14地区となる。
- 平成 4年4月 事務局付職員と各班の班員の増員、また副地区長の配置等体制の強化を図る。(14地区、40班524名、事務局付各地区3名体制)
- 平成10年5月 地区長・副地区長について二人制を一部実施。
- 平成11年8月 副地区長について全地区二人制を実施。
- 平成13年5月 地域担当制地区割を16地区に編成替え。
- 平成14年4月 地区長に次長職を配置し、副地区長1名と新たに事務局長を設置。(16地区、41班554名)
- 平成15年4月 地域担当制地区割を17地区に編成替え。(41班554名)

# 〇まちづくり会議

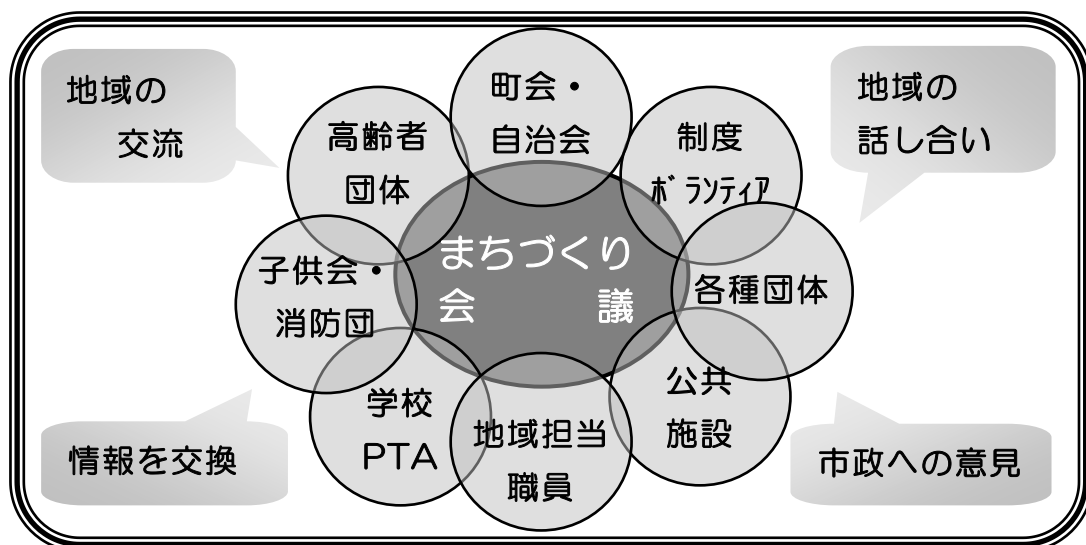
## 目的

市民参加の理念のもとに“やさしさ”“いきがい”“活性化”の観点からまちづくりを進めるにあたって、市民と行政が一体となって地域の問題を考え、解決策を討議・実践し、市民との交流を通じ市民の声を行政施策に反映させ、市民と行政の相互理解を深めることを目的とし、各地域にそれぞれ設置されています。

## 運営・役割

「まちづくり会議」は、地元町会・自治会、高齢者団体、NPO、公共施設の長など地域に関係する各種団体の代表者や市の地域担当職員などを構成員とし、地域ごとに住民の皆さんが主体となって地域の特性を活かしながら開催・運営されています。この会議の果たす役割は次のとおりです。

- ①町会・自治会や福祉、教育、環境、防犯等で、日頃地域に関わっているたくさんの人たちが一堂に会し、お互いに知り合う「地域の交流の場」です。
- ②市や地域の「情報を交換する場」です。
- ③自分たちのまちを住みよくするには、何が問題になっていて、どのようにしていけばよいのかをみんなで考える「地域の話し合いの場」です。
- ④みんなで話し合ったまちづくりの考えや方策を実現するために「役割を決め、実行に移す場」です。
- ⑤みんなで話し合った「地域における意見や要望等を直接市政に反映させる場」です。

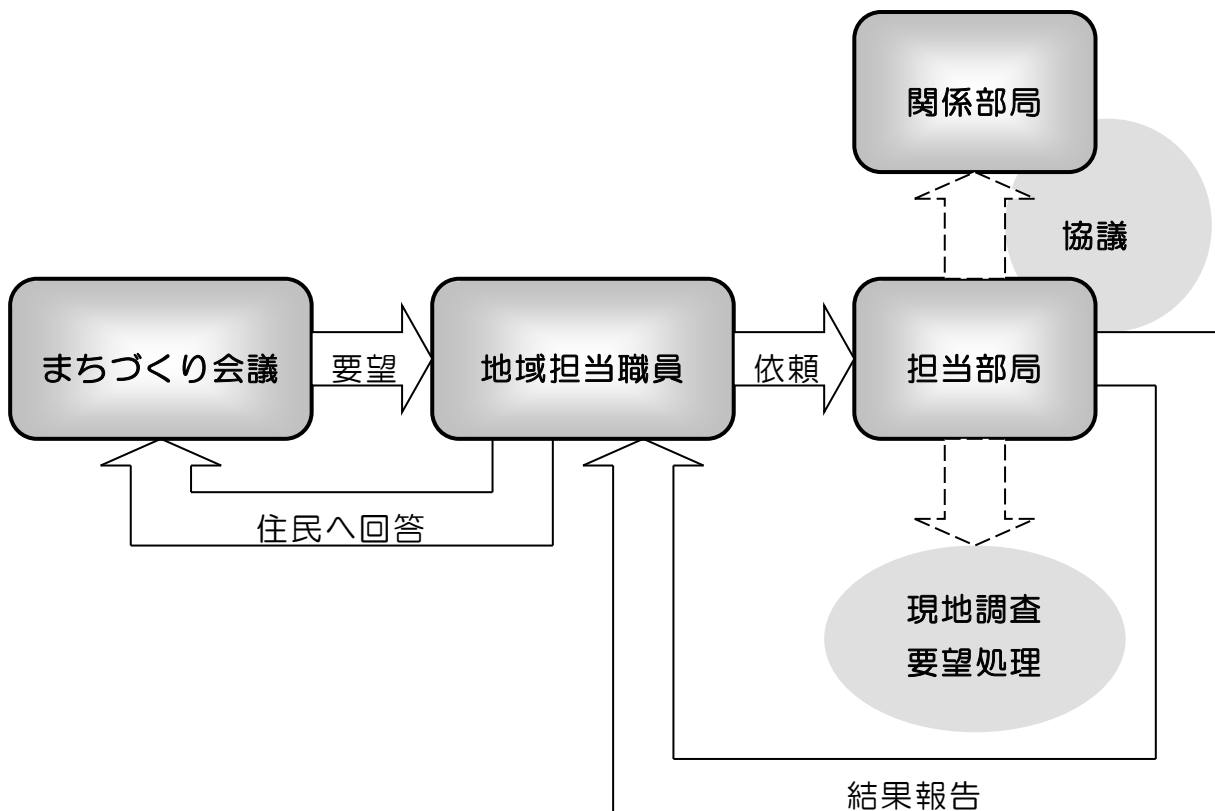


## 主な活動内容

地域ごとに様々な活動を行っています。

- 環境運動 地域清掃等
- 福祉活動 敬老事業、老人給食等
- 防犯活動 防犯パトロール、迷惑駐車対策、防災訓練等
- その他 視察研修会、広報紙の発行、行政への要望等

## まちづくり会議からの要望処理ルート



- ①苦情・要望などの内、即答できるものは、その場で回答。  
回答は、迅速に回答すべき問題、次回のまちづくり会議で回答するものなど、緩急順序をつけて処理。
- ②担当部局の回答を要する問題は各部局へ、各部局は回答を地域担当職員へ。
- ③回答を受けた地域担当職員は、地元へ回答。
- ④即実施(予算化)ができない事項は、実施計画ないし長期計画に位置づけ、計画的に整備実施することとし、その旨を地域に回答し、理解を得る。